

## 独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校と伊勢市との包括連携協定

独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と伊勢市（以下「乙」という。）は、以下の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、産業・教育等の分野における地域課題に対応し、地域の活性化と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- （1）地域産業の振興に関する事
- （2）地域の活性化に関する事
- （3）教育の振興に関する事
- （4）学生の就職支援に関する事
- （5）その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から2026年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する6ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が別途協議の上決定する。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲と乙がともに署名のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年9月7日

甲 三重県鳥羽市池上町1番1号  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校  
校長

乙 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号  
伊勢市

伊勢市長

和泉 亮

鈴木 健一